

玉名市指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：保健予防課)

1 施設名	玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」																																																																
2 施設の概要	<p>① 建築延床面積 3,637.84㎡【建築構造 鉄筋コンクリート造1階建て（一部中2階）】</p> <p>② 開館時間 ◎保健福祉センター 午前9時～午後9時まで（1月2日及び毎月第2、第4月曜日は午後5時までとし、その日が祝日に当たるときは、その翌日） ◎交流センター及びトレーニングセンター 午前10時～午後9時まで（1月2日は午後5時まで）</p> <p>③ 休館日 ◎保健福祉センター 12月30日～翌年1月1日 ◎交流センター及びトレーニングセンター 毎月第2、第4月曜日（その日が祝日に当たるときは、その翌日）、12月30日～翌年1月1日</p> <p>④ 使用料 保健福祉センター使用料</p> <table border="1" data-bbox="432 853 1522 1272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">9時から13時まで</th> <th rowspan="2">13時から17時まで</th> <th rowspan="2">17時から21時まで</th> <th rowspan="2">1日</th> <th colspan="2">冷暖房料金</th> </tr> <tr> <th>4時間使用の場合</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>調理台1台</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>母子指導室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>ボランティア室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>作業・工作室</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 許可に係る使用時間の延長は、原則として認めない。ただし、管理上支障がない場合は、1時間以内に限り、これを認めることができる。この場合において、使用料の加算はしない。 2 この使用料は、消費税等を含む。</p>							区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	1日	冷暖房料金		4時間使用の場合	1日	会議室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	栄養指導室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	調理台1台	200円	200円	200円	500円			母子指導室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	多目的ホール	200円	200円	200円	400円	3,000円	6,000円	ボランティア室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	作業・工作室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円
区分	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	1日	冷暖房料金																																																												
					4時間使用の場合	1日																																																											
会議室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円																																																											
栄養指導室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円																																																											
調理台1台	200円	200円	200円	500円																																																													
母子指導室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円																																																											
多目的ホール	200円	200円	200円	400円	3,000円	6,000円																																																											
ボランティア室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円																																																											
作業・工作室	500円	500円	500円	1,000円	500円	1,000円																																																											

交流センター及びトレーニングセンター使用料

区分		料金	回数券(12枚綴り)	備考	
浴場	玉名市内に居住する大人 (70歳以上の者に限る。)	200円	2,000円	半年フリーパス券	
	玉名市内に居住する大人	300円	3,000円	12,000円	
	玉名市外に居住する大人	500円	5,000円	年間フリーパス券	
	玉名市内に居住する小人 (中学生以下)	200円	2,000円	20,000円	
	玉名市外に居住する小人 (中学生以下)	300円	3,000円		
	福祉浴室	玉名市内に居住する者	700円		
		玉名市外に居住する者	1,000円		
プール	玉名市内に居住する大人 (70歳以上の者に限る。)	200円	2,000円	半年フリーパス券	
	玉名市内に居住する大人	300円	3,000円	12,000円	
	玉名市外に居住する大人	500円	5,000円	年間フリーパス券	
	玉名市内に居住する小人 (中学生以下)	200円	2,000円	20,000円	
	玉名市外に居住する小人 (中学生以下)	300円	3,000円		
トレーニングルーム	玉名市内に居住する大人	200円	2,000円		
	玉名市外に居住する大人	300円	3,000円		
全施設使用の場合 (福祉浴室を除く。)	玉名市内に居住する大人 (70歳以上の者に限る。)	300円	3,000円	半年フリーパス券	
	玉名市内に居住する大人	600円	6,000円	18,000円	
	玉名市外に居住する大人	800円	8,000円	年間フリーパス券	
	玉名市内に居住する小人 (中学生以下)	300円	3,000円	30,000円	
	玉名市外に居住する小人 (中学生以下)	500円	5,000円		

備考 この使用料は、消費税等を含む。

交流センター使用料

区分	単位	基本料金	追加料金
リラックスメーム	1部屋2時間につき	1,000円	1時間増すごとに 1,000円
交流室	全室(75畳)	6,000円	
	2/3室(50畳)	4,000円	
	1/3室(25畳)	2,000円	

備考

- この使用料は、貸切り使用の場合に適用する。
- この使用料は、消費税等を含む。

3 募集概要	募集方法	<p>非公募（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人玉名市社会福祉協議会は玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」を事業や活動の拠点として地域福祉事業を展開しており、行政や地域と密接な連携をとりながら本市の福祉行政の大きな一翼を担っている。 ・玉名市社会福祉協議会が行う福祉事業活動と管理運営は一体のもので切り離すことはできない。 ・地域福祉事業は高度な個人情報を取り扱う観点から中立性、公共性を必要とし、また、専門的、安定的に提供する必要があるため、公益性のある玉名市社会福祉協議会が地域に拠点を設けて取り扱うことが望ましい。
	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	管理業務内容	<p>(1)施設の運営及び事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交流センター <ul style="list-style-type: none"> ア 市民の生きがいづくり及び交流促進のために必要な研修会場等の提供に関すること。 イ 入浴施設の運営に関すること。 ②トレーニングセンター <ul style="list-style-type: none"> ア 市民の健康づくりのための運動指導に関すること。 イ その他健康増進のための啓発に必要な事業の実施に関すること。 <p>(2)施設及び設備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設の使用許可や予約調整、利用料金の徴収、利用状況等の記録 ②施設管理上発生する必要経費の支払い（光熱費、燃料費、委託料等） ③温泉、プール等の法定点検や設備の保守管理 ④施設及び設備の維持管理及び修繕・補充 ⑤施設内の清掃、敷地内の除草作業、樹木の手入れ ⑥事故等緊急時の対応及び所管課への報告 <p>(3)センターの管理に関する事務のうち、行政財産の目的外使用許可（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項）、不服申立てに対する決定（同法第244条の4）など法令等により市長のみの権限に属することを定められている事務を除く業務、その他上記に付随する業務</p>
	指定管理料の基準額（5か年分）	234,720千円（消費税及び地方消費税を含む）
4 審査の概要及び結果	審査方法	5つの選定基準ごとに審査項目及び審査内容を定め、審査内容ごとに3点から5点を配点（ただし、選定基準「住民の平等な利用の確保」に関する審査内容については、点数とせず、適・否で判断）。それぞれの審査内容を採点し、指定管理候補者として適当な団体であるか否かについて委員会としての選定意見をまとめる。
	選定委員会の委員	副市長、企画経営部長、健康福祉部長 有識者2名（玉名市民生委員児童委員連絡協議会会長、横島区長会会長） 計5名
	選定基準	別添「選定基準表」のとおり
	審査経過	玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」に関する玉名市指定管理候補者選定委員会 開催日：令和元年10月15日（火） 内 容：導入方針・事業計画・収支計画等の説明及び質疑、プレゼンテーション及び質疑、審査及び採点
	指定管理候補者	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会
審査結果	<p>1 評価結果</p> <p>別添「玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」の指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由</p> <p>提出された申請書、事業計画書、収支計画書等について選定基準に照らし総合的に判断した。申請者は施設の設置目的を理解し、管理基準に対する運営方針や利用者の平等な利用の確保、施設の効用を発揮させる方策、施設の管理を行う人員・資産その他の経営の規模及び能力を十分有している。</p> <p>また、これまで培ってきたノウハウや経験を活かした円滑な管理運営や安全で質の高い市民サービスの提供が期待でき、今後も当該施設の管理運営を行う上での安定性、信頼性があり、併せて地域との連携や繋がりを持ち、そして中立性、公共性のもと専門的、安定的にサービスを提供する能力が高く評価できる。</p> <p>なお、申請者の指定管理料の申請価格は、次のとおり。</p> <p>◆ 申請者の管理料総額（5か年） 209,727,275円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）</p> <p>上記の結果、全委員の合意により社会福祉法人玉名市社会福祉協議会が指定管理候補者として適当であると判断する。</p>	

別添

選定基準表（玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」）

選定基準	審査項目	審査内容	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準	施設の設置目的を理解しているか。	適・否
		市が示した管理の基準と法人その他の団体が提案した運営方針が合致するか。	
	申請者の経営モラルは適切か。		
	住民の施設の平等な利用の確保	利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。	
		生活弱者等へ配慮されているか。	
		事業等の内容に偏りがいないか。	
※選定委員会で否と判断された場合は失格とします。			

選定基準	審査項目	審査内容	配点						
			0	1	2	3	4		
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の設備及び機能を十分に活用した提案となっているか。	0	1	2	3			36
		年間の広報計画の内容は適切か。	0	1	2	3			
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	0	1	2	3			
		サービス向上のための取組内容は適切か。	0	1	2	3			
		自主事業の提案は実現可能か。	0	1	2	3			
		自主事業は施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。	0	1	2	3			
	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	全体的に施設の設備及び機能を活用した内容となっているか。	0	1	2	3			
		利用者ニーズの把握やその対応策が適切か。	0	1	2	3			
		求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。	0	1	2	3			
		玉名市入浴施設衛生管理マニュアルを理解し、マニュアルに沿った適切な対応が可能か。	0	1	2	3			
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理及び入浴時の事故防止や防犯防止等安全管理は適切か。	0	1	2	3			
		環境に配慮した管理運営となっているか。	0	1	2	3			
	施設の管理運営に係る経費の内容	提案価格の得点。 ※(市が示した基準価格をどの程度下回っているか)						20	
		必要な経費を見積もっているか。	0	1	2	3	4		
収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	0	1	2	3	4			
	収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	0	1	2	3	4			
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤	収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。	0	1	2	3	4		
		収支計画の実現の可能性はあるか。	0	1	2	3	4		
	安定的な運営が可能となる人的能力	申請者の経営状況（財務状況）は健全かつ安定したものであるか。	0	1	2	3	4	5	
		金融機関等の支援体制は十分か。	0	1	2	3	4	5	
職員構成、職員数は十分か。		0	1	2	3	4	5		
良好な管理運営の可能性	職員の指導育成及び研修体制は十分か。	0	1	2	3	4	5		
	職員の採用及び確保の方策は適切か。	0	1	2	3	4	5		
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	実績からして横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」を良好に管理運営できる可能性はどうか。	0	1	2	3	4	5		
	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか。	0	1	2	3			
	公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。	0	1	2	3			
	情報公開	玉名市情報公開条例の規定について、理解があるか。	0	1	2	3			
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	0	1	2	3			
	人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか。	0	1	2	3			
	苦情解決の方法	苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。	0	1	2	3			
合計							120		

別添

玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」の指定管理候補者選定委員会集計表

選定基準	審査項目	配点	採点結果 指定管理候補者 社会福祉法人玉名市社会福祉協議会
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。	施設の設置目的及び市が示した管理の基準 住民の施設の平等な利用の確保	適・否	適
1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を發揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果 施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	180点 (36点×5人)	142点
2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の管理運営に係る経費の内容 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	180点 (36点×5人)	61点
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。	安定的な運営が可能となる財政的基盤 安定的な運営が可能となる人的能力 良好な管理運営の可能性	150点 (30点×5人)	106点
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理 公益性の理解 情報公開 危機管理体制 人権擁護 苦情解決の方法	90点 (18点×5人)	73点
合 計 点		600点 (120点×5人)	382点

(評価点数は、委員5人の合計)